



平成 27 年 3 月 31 日

各 位

会 社 名：サムコ 株式会社
代 表 者 名：代表取締役会長兼社長 辻 理
(コード番号：6387 東証第一部)
問い合わせ先：取締役 執行役員
管理統括部長 竹之内 聡一郎
T E L：075-621-7841

仲裁の裁定に関するお知らせ

当社は、浙江東晶博藍特光電有限公司（本社：中国浙江省、以下、「東晶光電社」という。）との間で、設備売買契約の解除に関して仲裁の手続きを進めてまいりましたが、3月12日、中国国際経済貿易仲裁委員会（北京市）より、当社の代理人である中国（上海市）の弁護士事務所に対して裁定の送達がありました。

本裁定の送達を受け、その内容と法的有効性につき代理人と協議を重ねてまいりましたが、3月30日開催の取締役会にて、「中華人民共和国仲裁法」の関連規定等に基づき、当社として裁定内容を受け入れることを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 仲裁手続きの申立てから裁定に至るまでの経緯

当社は、平成24年10月、東晶光電社へのドライエッチング装置販売に伴い、設備売買契約を締結いたしました。平成25年5月、当社は当該装置の納入・据付・試運転を完了し、売買契約に基づく売主の義務を履行いたしました。東晶光電社は先方事由による性能保証水準の変更を一方的に主張し、これに対して、当社としては応じられない旨を通知していたところ、平成26年1月、東晶光電社は、当社に対し当該設備売買契約の解除と損害賠償を請求する旨、中国国際経済貿易仲裁委員会に仲裁の申立てを行いました。

当社は、当該契約に照らし、当社が厳格に義務を履行し設備の検収を完了していることから、東晶光電社は、契約の解除、設備の返却及び損害賠償を要求する権利を有しないことを主張してまいりました。

2. 中国国際経済貿易仲裁委員会の裁定内容

- ・当社と東晶光電社が締結した売買契約書を解除する
- ・東晶光電社は、当社に2台のドライエッチング装置を返却する
- ・当社は、東晶光電社が支払い済み（日本円による取引）の設備代金等の総額（人民元 9,343,744.35 元）、利息（人民元 379,023.71 元）及び仲裁費用（人民元 288,947.00 元）を支払う
- ・東晶光電社のその他の仲裁申請（経済的損失等の賠償）を却下する

以上が裁定内容の要旨であります。

今回の裁定では、当該設備売買契約の解除申立てに対する当社の主張が認められず、一方的に売買契約書の解除、装置返却の決定がなされました。また、東晶光電社が主張の損害賠償請求につきましては、当社主張の通り却下されております。

3. 今後の見通し

今回の裁定内容につきましては、当社の主張が認められず、誠に遺憾ではありますが、その内容を受け入れ、対応してまいる所存です。

これに伴い、平成27年7月期の業績への影響としては、現時点では、本仲裁の裁定により決定した支払い額から、返却される装置の評価額等を差し引いた残額である約124百万円を、平成27年7月期の特別損失として計上する予定であります。

なお、平成27年7月期の業績予想数値への影響につきましては、為替相場の変動により発生している為替差益（平成27年2月末時点 128百万円）の一部を確定することにより、期初に予想しておりました通期の当期純利益の水準を確保出来る見通しであります。

これらを含め、当期の業績について新たに業績予想数値を算出し、修正の必要が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上